

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

山形県鶴岡市西目字水上沢129番5
ウィズ環境株式会社
代表取締役 恩田健次

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子

許可の年月日 平成 27 年 12 月 24 日

許可の有効年月日 平成 34 年 11 月 30 日

- 1 事業の範囲
(別表1のとおり)
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
(別表のとおり)
- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
平成15年12月 1日 許可
平成19年 7月27日 事業範囲の変更許可
平成20年12月 3日 許可の更新
平成24年10月 9日 優良確認
平成27年12月24日 許可の更新、優良認定
- 5 積替え許可の有無 有 ・ (無)
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈									
			枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
1	令第1号	◎	廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの）									
2	令第2号	◎	廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）									
3	令第3号	◎	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）									
4	令第4号	○	感染性廃棄物									
5イ	令第5号イ		（廃PCB等）									
5ロ	令第5号ロ		（PCB汚染物）									
5ハ	令第5号ハ		（PCB処理物）									
5ヘ	令第5号ヘ	○	（廃石綿等）									
5	令第5号ニ、ホ及びト～ヌ		枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
			枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん	指定 下水汚泥
			1	アルキル水銀化合物		◎		◎	◎	◎	◎	
			2	水銀又はその化合物		◎		◎	◎	◎	◎	
			3	カドミウム又はその化合物	◎	◎		◎	◎	◎	◎	
			4	鉛又はその化合物	◎	◎		◎	◎	◎	◎	
			5	有機燐化合物		◎		◎	◎			
			6	六価クロム化合物	◎	◎		◎	◎	◎	◎	
			7	砒素又はその化合物	◎	◎		◎	◎	◎	◎	
			8	シアン化合物		◎		◎	◎			
			9	PCB								
			10	トリクロロエチレン		◎	◎	◎	◎			
			11	テトラクロロエチレン		◎	◎	◎	◎			
			12	ジクロロメタン		◎	◎	◎	◎			
			13	四塩化炭素		◎	◎	◎	◎			
			14	1, 2-ジクロロエタン		◎	◎	◎	◎			
			15	1, 1-ジクロロエチレン		◎	◎	◎	◎			
			16	シス-1, 2-ジクロロエチレン		◎	◎	◎	◎			
			17	1, 1, 1-トリクロロエタン		◎	◎	◎	◎			
			18	1, 1, 2-トリクロロエタン		◎	◎	◎	◎			
			19	1, 3-ジクロロプロパン		◎	◎	◎	◎			
			20	チウラム		◎		◎	◎			
			21	シマジン		◎		◎	◎			
			22	チオベンカルブ		◎		◎	◎			
			23	ベンゼン		◎	◎	◎	◎			
			24	セレン又はその化合物	◎	◎		◎	◎	◎	◎	
			25	1, 4-ジオキサン								
			26	ダイオキシン類								
			27									
			28									
			29									
			30									
6	令第6号		法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん									
7	令第7号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの									
8	令第8号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び当該汚泥を処分のため処理したもの									
9	令第9号		ばいじん（集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る）									
10												
11												

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「」は取り扱うことはできないものを示す。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第0665076898号

(別表) 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ。

1	所在地	山形県鶴岡市西日字水上沢129番5
	種類	廃油
	面積 (m ²)	1.44
	保管上限 (m ³)	0.8
2	所在地	山形県鶴岡市西日字水上沢129番5
	種類	廃酸
	面積 (m ²)	2.3
	保管上限 (m ³)	0.16
3	所在地	山形県鶴岡市西日字水上沢129番5
	種類	廃アルカリ
	面積 (m ²)	2
	保管上限 (m ³)	0.16
4	所在地	山形県鶴岡市西日字水上沢129番5
	種類	汚泥
	面積 (m ²)	1.3
	保管上限 (m ³)	0.08
5	所在地	山形県鶴岡市西日字水上沢129番5
	種類	燃え殻
	面積 (m ²)	1
	保管上限 (m ³)	0.08
6	所在地	山形県鶴岡市西日字水上沢129番5
	種類	鋳さい
	面積 (m ²)	1
	保管上限 (m ³)	0.08
7	所在地	山形県鶴岡市西日字水上沢129番5
	種類	ばいじん
	面積 (m ²)	1
	保管上限 (m ³)	0.08
8	所在地	山形県鶴岡市平成町20番11号
	種類	廃酸
	面積 (m ²)	0.8
	保管上限 (m ³)	0.04
9	所在地	山形県鶴岡市平成町20番11号
	種類	廃アルカリ
	面積 (m ²)	0.8
	保管上限 (m ³)	0.04
10	所在地	山形県鶴岡市平成町20番11号
	種類	燃え殻
	面積 (m ²)	0.4
	保管上限 (m ³)	0.02
	積上高さ (m)	屋内

(例表) 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ。

11	所在地	山形県鶴岡市平成町20番11号
	種類	汚泥
	面積 (m ²)	0.4
	保管上限 (m ³)	0.02
	積上高さ (m)	屋内
	所在地	以下余白
	種類	
	面積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在地	
	種類	
	面積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在地	
	種類	
	面積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在地	
	種類	
	面積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在地	
	種類	
	面積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在地	
	種類	
	面積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在地	
	種類	
	面積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	